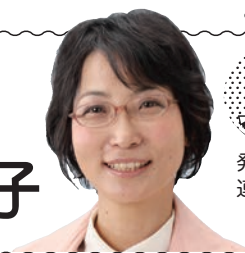


日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



ニュース

2016年3月11日
NO. 49

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子
連絡先：議員団控室
TEL072-674-7230 FAX072-674-3202
上本町3-25 TEL/FAX. 676-5068

3月議会に 提案された予算

一部を抜粋

○集中豪雨による浸水軽減のため、城跡公園に雨水貯留施設の実設計。学校や公園など市が所有する公共施設への流出抑制施設の設置に向けた検討

○植木団地跡地に中消防署富田分署の移転や消防団訓練施設の整備に向けた検討、用地測量(境界点の復元測量など)を実施

○生後6か月から小学校卒業までの子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成(助成額1000円/回、上限2回まで、助成期間10月～12月)

○児童数の急増が見込まれる桃園小学校の校舎増築工事(11月～3月)

○春日保育所の耐震改修工事(7月下旬～10月末日)

○葬祭センターを家族葬(25名定員)に対応できるよう改築

○竹の内、寿栄、堤、大冠北第1のコミュニティセンターへのエレベーター設置のために実施設計、2017年度設置。(残る7つのセンターも2019年度までに設置)

障害者差別解消法実効性のある制度へ

障害者差別解消法施行に向けた高槻市の施策

今年4月に施行される障害者差別解消法は、障害者団体が制定を求めてきたもので、多くの関係者が歓迎する一方、「なにが差別か」の定義が明確でないなど、実効力のあるものにするには課題が残っています。

差別解消を求められているのは、行政機関や事業所であり、個人的な関係や個人の思想、言論などは対象外です。

市の新年度予算に同法の理念を周知する費用や、障がい福祉課窓口の手話通訳者1名増員、専門相談への対応に弁護士費用(年6回分)の予算がつけられました。

障害の有無に関係なく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現との理念を実現していくためにも必要な予算です。

差別に関わる相談については、国は今後の相談事例などを見ながら、法への位置づけを検討していくとの見解を示しており、明確な指針が無い状況です。本来なら、相談窓口に法律の専門家など、専門性と対応力を持ち合わせた人材も必要です。課題の検証をおこない、国に意見をあげるよう求めました。

高槻手をつなぐ親の会 50周年記念 上映会に出席して(2月2日)

高槻市手をつなぐ親の会は1961年に、知的障害をもつ子どもの親たちが、子どもたちの幸せを願い発足。保護者同士の親睦、交流を通じて福祉向上や共生社会の実現めざしています。

記念式典の後に、記念上映会がありました。上映されたのは「39窃盗団」という映画。祖母が亡くなって

身寄りのないダウン症の兄と発達障害の弟が年金や財産をだまし取られ、生活ができなくなる。さらに詐欺師に「ダウン症のある兄は刑務所に入らなくてもいい」とそそのかされて、ついには空き巣を繰り返すというストーリー。安心できる「居場所」と手を差し伸べてくれる人がいたらと思いました。



高齢者福祉専門分科会に委員として出席（2月23日）

高齢者虐待の防止へ 報酬引き上げなど抜本的対策を

2015年度は介護報酬改定がおこなわれ、マイナス2・27%削減です。介護職員の処遇改善はプラス1・65%ですが、全体の介護報酬を引き下げたため、介護施設では、低賃金のうえ、人員を募集しても集まらないという状況です。

特別養護老人ホームは基本報酬の6%削減です。全国老人福祉施設協議会は、介護報酬改定前にこの影響を試算していました。それによれば、5割近くが赤字になり、1施設当たり年間1500万円程度、4人分の人件費を失うと試算。また、厚生労働省の調査では、施設入所者への虐待は2014年度300件で、2012年度と比べて、約2倍になっています。その背景に、人手不足や過酷な労働環境があるとされています。だからといって、虐待は許

せるものではありません。日本医療労働組合連合会が2月16日に発表した「介護現場の夜勤実態調査」によると、日勤と夜勤の2交代制の職場が9割近く、そのうち6割以上で夜勤の勤務時間が16時間を超えています。高槻市内では施設での虐待は報告されていませんが、他市では殺人事件もおこっています。入居者の親族がカメラを設置し、発見した例もあります。虐待防止の対策強化が必要です。審議会では報酬改定の影響について質問しましたが、市は具体的に把握をしていないとのことでした。施設の実態を把握し、国に改善を求めるべきと指摘しました。

国がねらう要支援者の介護保険は 国がねらう要支援者の介護保険は

2017年度から要支援の人のサービスを介護保険からはずし、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）で実施し、あともう1年しかありません。介護保険では、訪問調査員が74項目の調査を行い、医師が意見書を書く要介護認定で要介護度を判定します。しかし、総合事業では、25項目の簡易な質問項目で状態を確認する「基本チェックリスト」だけでサービスを決定してしまいます。基本チェックリストだけで振り分けを進めれば本来、「要介護」に該当するはずの人まで、介護保険から締め出される危険があります。また、2015年度に要支援サービスの介護報酬引き下げがおこなわれました。訪問介護を約5%削減、通所介護は約20%削減です。サービスの質の低下をもたらす、利用者への生活に支障をきたす恐れがあります。すでに総合事業を実施している自治体では報酬単価は現行の7割から8割で実施しています。

今後のスケジュール

6月頃	総合事業の事業案を作成
7月頃	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に事業案報告
8月頃	市内事業所向け説明会・意見交換
9月頃	市議会福祉企業委員会協議会に事業案報告、事業内容の確定・要綱作成
10月～12月	事業所向け事業内容説明会
2017年 2月	要支援認定者への事業内容を知らせる手紙の送付
4月	総合事業開始

市営バス高齢者無料乗車証 アンケート調査結果について



無料乗車証を使って、市バスを利用しているという人は84・2%。経済効果という点では、外出した時に2千円から3千円未満の買い物で22・5%の方がされています。高槻市は高齢化率が高い割に介護認定率は直近の数字で15・9%、大阪府下は2015年9月末現在で21%ですから高槻は低い方です。年金収入についての問いの回答は、100万円未満が31・5%。少ない収入の人でも気軽に出かけられます。市の詳しい分析はこれからですが、高齢者無料乗車証があることで、高齢者の健康や社会参加に役だっていると思います。

定例・市政相談会 きよた純子

第3(木)午後2時～4時

第4(土)午後3時～5時

場所：八幡町1-33
TEL：673-0002

場所：川添2-3-12
TEL：692-0144

お気軽にご相談を
676-5068